

住民投票制度について

1. 地方自治法

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

2. 個別設置型条例と常設型条例

(1) 個別設置型条例

住民の意思を確認する必要が生じた場合、議員若しくは長の提案又は住民の直接請求により、そのつど議会の議決を得て制定される条例

⇒特定の課題に合った条例を制定することができる。

⇒住民の直接請求による場合、議会が賛成しなければ、住民投票条例自体を制定できない。

(2) 常設型条例

あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法などを条例化しておくもの

⇒住民、市長、議会のそれぞれの意思のみで住民投票を行うことが可能になる。

⇒住民、市長、議会の十分な話し合いが行われず、制度が濫用される可能性がある。

⇒特定の課題を想定して条例化できないため、抽象的な規定になる。